

第
4
章

行 動 計 画

第1 結婚・出産へのインセンティブ

1 子育て意識の醸成

(1) 中学生と乳幼児の交流事業

① 現 状

中学生が保育園（認定こども園）や保健センターでの職場体験などを通じて、乳幼児とのふれあいを実施しています。

図表4-1 乳幼児との交流事業への参加中学生数

単位：人

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
男 子	90	97	74	80	80
女 子	92	75	81	83	85
合 計	182	172	155	163	165

② ニーズ・課題等

職場体験をする人数が限られているため、体験できる人数があまり多くありません。

③ 目 標

学校と連携をとりながら、年間を通して事業を展開することにより、多くの生徒が体験できるよう検討します。また、将来親となる中学生と認定こども園児とのふれあいを通じて、健全な親育ちを支援していきます。

(2) 結婚・出産の意義に関する教育

① 現 状

未婚率の上昇や晩婚化等を要因として、少子化が進行しています。

② 目 標

学校教育等を通じて、大人になった時に配偶者や子どもの存在がいかに重要であるか、配偶者や子どもを持つ、つまり、命をつなぐことは権利であり、義務であることを伝えていきます。

(3) 学校教育における男女共同参画の推進

① 現 状

小中学校で男女共同参画の意識を高めるための授業を実施しています。

② 目 標

家事・育児は女性の役割といった、性による固定的な役割分担の意識を改め、子育てをはじめとした家庭における男女共同参画の意識を高めるための教育を推進します。

2 結婚しやすい環境づくり

(1) しあわせ相談サロン事業（結婚相談）

① 現 状

結婚相談員（民生児童委員）が親身になり相談に応じます。この事業は、町社会福祉協議会が毎月第2土曜日に開催しています。

図表4-2 しあわせ相談サロン相談件数

単位：件

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相 談 件 数	71	41	27	44	43

② ニーズ・課題等

晩婚化や生涯独身という生き方が社会現象化しており、親の悩みとして子の結婚相談に来られることがあります。

③ 目 標

今後も継続します。

(2) しあわせ発見事業

① 現 状

町社会福祉協議会が、結婚を希望する独身男女を対象に、年1回「しあわせ発見パーティー」を開催しています。

② ニーズ・課題等

毎年、町内外から多くの参加申込があり好評です。

③ 目 標

今後も継続します。また、「ぎふマリッジサポートセンター」などの岐阜県結婚支援事業の情報も提供します。

(3) 結婚祝い金

① 現 状

「骨太の方針2019」の希望出生率1.8の実現に向けては、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが重要であることとして、新婚世帯に生活支援事業費を給付する補助事業があります。

② ニーズ・課題等

国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（独身者調査）」によると、結婚に踏み切れない主な要因として、「結婚資金」「結婚のための住居」を多くの独身男女があげています。

③ 目 標

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援します。

- ・対象世帯：世帯所得340万円未満のともに34歳以下の新規に婚姻した世帯
- ・給付対象：婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引っ越し費用
- ・給付上限額：1世帯あたり30万円

3 出産への支援

(1) 不妊治療費の助成

① 現 状

1回の治療費が高額である特定不妊治療（体外受精および顕微授精）について、その治療にかかった費用の一部を町が助成する「特定不妊治療費助成制度」を実施しています。平成26年度から平成30年度の5年間の特定不妊治療費助成制度の利用件数は73件です。また、平成29年度から、人工授精に係る保険適用外治療の費用の一部を助成する「一般不妊治療（人工授精）費助成制度」、特定不妊治療（体外受精および顕微授精）に至る過程の一環として行われる男性不妊治療にかかった費用の一部を助成する「男性不妊治療費助成制度」を実施しています。平成30年度は、一般不妊治療（人工授精）費助成制度の利用は2件、男性不妊治療費助成制度の利用はありませんでした。

図表4-3 特定不妊治療費助成制度の利用状況

単位：件

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用件数	17	12	14	17	13

② ニーズ・課題等

不妊治療は、身体的・精神的・経済的負担が大きいといわれています。

③ 目 標

不妊治療の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない高額な特定不妊治療・一般不妊治療・男性不妊治療に要する費用の助成を継続します。

(2) 出産祝い金

① 現 状

・町の制度

1年以上在住している人が第3子を出産した場合に20万円、第4子以降を出産した場合に50万円をお祝い金として支給しています。

・医療保険の制度

被保険者が出産した場合は、出産一時金として42万円支給されます。

図表4-4 町の出産祝い金支給状況

単位：人

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
第 3 子	25	14	13	13	12
第 4 子 以 降	4	3	4	3	3

② ニーズ・課題等

出産祝金の支給は、多子世帯の経済的支援になるはずですが、3人目以降の出産は低下傾向にあります。

③ 目 標

町の出産祝い金制度を継続します。

第2 子育て支援サービスの充実

1 教育・保育サービス等の充実

(1) 平日昼間の教育・保育サービス

① 現 状

直近5年間の保育園（認定こども園）および幼稚園の通園児数は、図表4-5のとおりです。本町には幼稚園がないため、図表4-5の幼稚園通園児数は本町から町外の幼稚園へ通園している幼児数です。平成31年4月1日現在、0～2歳児の30%弱、3～5歳児の98%程度が平日昼間の教育・保育サービスを利用しています。町立の6か所の保育園は、平成31年4月から認定こども園に変更しました。結こども園・ふたばこども園・中央こども園は6か月児から、森部こども園・牧こども園・南條こども園は1歳児から受け入れており、待機児童はいません。

図表4-5 平日昼間の教育・保育サービスの利用状況（各年4月1日現在）

単位：人

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
保 育 園	0 歳	27	2	6	7	-
	1～2 歳	130	96	105	87	-
	3～5 歳	395	395	355	362	3
	小 計	552	493	466	456	3
認 定 こども園	保 育 園 部 分	0 歳	-	-	-	3
		1～2 歳	-	-	-	89
		3～5 歳	-	-	-	307
	幼 稚 園 部 分	3～5 歳	-	-	-	3
	小 計	-	-	-	-	402
幼 稚 園	3～5 歳	23	26	37	38	50
年 齢 別 計	0 歳	27	2	6	7	3
	1～2 歳	130	96	105	87	89
	3～5 歳	418	421	392	400	363
合 計		575	519	503	494	455

(注) 利用児数は、図表4-7の広域入所の他市町への委託児数を含む。

② ニーズ・課題等

平成31年4月現在、認定こども園の幼稚園部分（1号）利用児が3人しかいなく、他

市町の幼稚園を利用している児童が多くいます。

③ 目標量

利用実績と68頁の計画期間の子ども数を勘案して、目標量を図表4-6のとおり定め、平日昼間の教育・保育サービス利用希望児すべてを受け入れることとします。なお、目標年度の0歳の保育サービスの利用率は11.8%、1～2歳の利用率は47.5%とし、町内の認定こども園を利用する3歳未満児の比率は全体の30%程度と見込んでいます。

図表4-6 平日昼間の教育・保育サービスの目標量

単位：人

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3 号	0 歳	10	10	10	10	10
	1～2 歳	95	95	95	95	95
3～5 歳	1 号	80	95	110	110	110
	2 号	256	239	220	220	203
合 計		441	439	435	435	418

- (注) 1 利用児数は、他市町の幼稚園利用児数、広域入所の他市町の保育所への委託児数を含む。
 2 「3号」は0～2歳児、「1号」は3～5歳の幼稚園・認定こども園の幼稚園部分利用児、「2号」は3～5歳の保育所・認定こども園の保育園部分利用児をいう。

④ 目標量の確保策

本町の平日昼間の教育・保育サービス利用希望児すべてを受け入れることができると考えられるので、認定こども園の幼稚園部分の充実と、各認定こども園独自の特色ある教育・保育サービスの提供に努めます。

⑤ その他

○英語保育事業

保護者に好評の英語保育事業は、これからの国際化社会にあわせ、内容の充実に努めます。

○広域入所

保護者のいずれかが受け入れ市町村に勤務し、住所地の保育時間内に帰ることが困難な場合、他の市町村への受け入れが可能です。町内に企業が多かったため、他の市町村からの保育の受託が多かったのですが、近年になって減少しています。勤務する保護者にはよい制度であり、今後も継続して実施します。なお、計画期間内に他市町から受け入れる園児と他市町に委託する園児は、ともに各年度3人程度と見込んでいます。

図表4-7 保育園の広域入所実施状況

単位：人

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受け入れ	4	5	3	3	2
委託	4	1	1	2	2

○障がい児保育

すべての保育園（認定こども園）で集団保育になじめる中軽度の障がいのある児童を受け入れています。今後も障がいのある児童一人ひとりにあった保育を充実していきます。

図表4-8 障がい児保育実施状況

単位：人

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用児数	18	23	18	19	19

○合同研修

子どもが健やかに成長するためには、良質かつ適切な教育・保育サービスを提供する必要があります。その共通意識の保持とサービスの向上のため、各認定こども園の合同研修を行います。

○地域型保育

地域型保育とは、0歳から2歳の子どもの少人数の単位で預かる事業で、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育および居宅訪問型保育の4事業があります。家庭的保育とは保育ママともいわれ、家庭的な雰囲気のもとで定員5人以下を預かる保育、小規模保育とは定員6～19人を対象にした保育、事業所内保育とは会社等が従業員の子ども等を対象にした保育、居宅訪問型保育とは保護者の自宅で1対1で行う保育をいいます。地域型保育は、待機児童の多い都市部や子どもが減少している過疎地などを対象とした事業であり、過疎地でもなく、待機児童もない本町においては、あまり必要のない事業と考えます。

(2) 時間外保育

① 現 状

時間外保育とは、通常の保育利用時間を超えた保育のことで、延長保育ともいいます。結こども園・ふたばこども園・中央こども園において、午前7時から午後7時までの時間外保育を実施しています。

図表4-9 時間外保育実施状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数（か所）	3	3	3	3	3
利用児数（人）	65	78	77	67	50

② ニーズ・課題等

ニーズ調査によると、保育所の利用希望時間は、午前8時以前が8.4%、午後6時以降が4.7%となっています。

③ 目標量

過去5年間の利用状況およびニーズ調査から次表のとおりとしました。

図表4-10 時間外保育の目標量

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数（か所）	3	3	3	3	3
利用児数（人）	65	65	60	60	60

④ 目標量の確保策

時間外保育は、現在実施している3こども園で受け入れ可能と考えています。

(3) 病児・病後児保育

① 現 状

病気やその回復期にある児童が集団や家庭で保育できない時に医療機関等で預かる病児・病後児保育は、町内に実施施設がないため、岐阜市、羽島市および北方町の実施施設と協定により利用できることとなっています。

図表4-11 病児・病後児保育実施状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
委託施設数（か所）	3	3	3	3	3
利用児数（人日）	26	7	8	1	21

② ニーズ・課題等

病児・病後児保育の実際の利用児数は少ないですが、ニーズ調査によれば、就学前児童全体の3割強、小学生の2割強が利用したいと思っています。病児・病後児保育を推進するのは当然ですが、子どもが病気の時には、仕事を休んで、父親あるいは母親がみてあげるのがあたり前という考え方を企業等に普及する必要があります。

③ 目標量

過去5年間の利用実績から、次のとおりとしました。なお、一定の要件を満たした利用者の病児・病後児保育については、その費用を公費負担とします。

図表4-12 病児・病後児保育の目標量

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
委託施設数(か所)	3	3	3	3	3
利用児数(人日)	15	15	15	15	15

④ 目標量の確保策

目標量の確保は、現在の3か所の委託施設によって可能と考えられますが、今後、利用児が増加するようであれば委託施設の増加により対応していきます。また、病児・病後児保育やその実施施設を知らない保護者もおられると考えられることから、その周知に努めます。

(4) 一時預かり事業

① 現 状

一時預かり事業は、家庭での育児が困難な場合等に子どもを保育園（認定こども園）に預ける事業で、利用対象は保育園（認定こども園）を利用していない児童です。この事業は、平成30年度まで結保育園と中央保育園で実施していましたが、令和元年度からふたばこども園でも実施しています。

図表4-13 一時預かり事業実施状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数(か所)	2	2	2	2	2
利用児数(人)	34	24	36	28	9
利用延回数(回)	399	482	349	215	28

② ニーズ・課題等

平成30年度は、利用児数、利用延回数とも減少していますが、核家族世帯の増加により、一時預かり事業のニーズは高まっています。

③ 目標量

5年間の実績とニーズ調査の利用意向を勘案して、次のとおりとしました。なお、一定の要件を満たした利用者の一時預かり事業については、その費用を公費負担とします。

図表4-14 一時預かり事業の目標量

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数(か所)	3	3	3	3	3
利用児数(人)	20	20	20	20	20
利用延回数(回)	200	200	200	200	200

④ 目標量の確保策

現在実施している3か所の認定こども園で対応できると考えます。

(5) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業とは、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが困難になった児童を児童保護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）をいいます。この事業は実施していません。ニーズ調査においても利用希望がないので、今後も実施しないこととします。

(6) ファミリーサポートセンター事業

① 現 状

ファミリーサポートセンター事業とは、子育ての手助けがほしい人とお手伝いしたい人が会員登録する相互援助活動です。ファミリーサポートセンターは、平成25年7月に開設しました。ファミリーサポートセンター事業は、児童の送迎に利用されています。

図表4-15 ファミリーサポートセンター事業実施状況

単位：回

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用延回数	25	1	47	16	25

② ニーズ・課題等

核家族世帯は増加しましたが、ファミリーサポートセンターを利用する人は横ばいです。また、定年退職者等の増加により、サービスを提供したい人は増加していると考えられます。

③ 目標量

ニーズ調査による利用者意向により、次のとおりとしました。なお、一定の要件を満たした利用者のファミリーサポートセンター事業については、その費用を公費負担とします。

図表4-16 ファミリーサポートセンター事業の目標量

単位：回

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用延回数	25	25	25	25	25

④ 目標量の確保策

ファミリーサポートセンター事業の広報活動に努め、援助会員、利用会員の増加を図っていきます。

(7) 放課後児童クラブ事業

① 現 状

放課後児童クラブは、平成25年度までは結教室と名森教室の2か所で実施していましたが、平成26年度から牧教室を開設しました。結教室は、老朽化や利用児の増加に対応するため、平成26年度に新築しました。放課後児童クラブ利用児は、増加傾向にあります。

図表4-17 放課後児童クラブ実施状況

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施施設数 (か所)		3	3	3	3	3
利用児数 (人)	1～3年	154	159	155	148	171
	4～6年	39	63	66	68	71
	計	193	222	221	216	242

② ニーズ・課題等

3教室とも手狭となってきています。

③ 目標量

目標量は、過去5年間の利用状況、今後の小学生数の減少等を勘案して、次のとおりとしました。

図表4-18 放課後児童クラブの目標量

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数 (か所)		3	3	3	3	3
利用児数 (人)	1～3年	160	160	160	150	150
	4～6年	70	70	70	60	60
	計	230	230	230	210	210

④ 目標量の確保策

名森教室においては、児童館を有効活用し、受け入れの拡大を図るとともに、小学校の近くに新設することや、地域の寺や公民館、学校のあき教室等を活用して、放課後児童クラブと高齢者サロン、放課後子ども教室の同時実施なども検討し、待機児童が発生しないよう努めます。

(8) ホリデー・サポート・スクール事業

① 現 状

ホリデー・サポート・スクール事業は、小学生を夏休み・冬休み・春休みに預る事業で、中央公民館、放課後児童クラブ牧教室（牧小学校体育館）および放課後児童クラブ結教室（結の郷）で実施しています。開所時間は、月曜日から土曜日の8時30分から18時30分（延長利用 7時30分から19時）です。平成27年度までは、夏休みだけの「サマースクール」でした。

図表4-19 ホリデー・サポート・スクール実施状況

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用児数	59	107	102	112	86

② ニーズ・課題等

ホリデー・サポート・スクールのニーズは高まっています。

③ 目標量

平成28年度から開設されているホリデー・サポート・スクールの利用状況、今後の小学生数、放課後児童クラブの利用状況・見込量を勘案して、次のとおり見込みました。

図表4-20 ホリデー・サポート・スクールの目標量

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児数	110	110	110	105	105

④ 目標量の確保策

現在の3か所の実施施設で対応できると考えられます。

(9) 放課後子ども教室

① 現 状

放課後子ども教室とは、地域の方々の参画を得て、すべての子どもを対象として、スポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を放課後に行う事業ですが、本町は実

施していません。

② ニーズ・課題等

ニーズ調査において、放課後子ども教室の利用意向は、小学1～3年が53.9%、小学4～6年が32.1%でした。

③ 目標量

計画期間中に放課後児童クラブを実施している3区域で実施することを目標とします。

④ 目標量の確保策

地域の方々の協力の下に、地域の寺等において、放課後児童クラブや高齢者サロンとの一体的な実施や放課後子ども教室のプログラムなどを検討して、この事業を推進します。

(10) 子育て支援センターにおける育児相談

① 現 状

中央子育て支援センターおよび結子育て支援センターで育児相談を受けています。

図表4-21 子育て支援センターにおける育児相談件数 単位：件

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相 談 件 数	22	23	26	36	58

② ニーズ・課題等

図表4-21のとおり、子育て支援センターにおける育児相談件数は、年々増加しています。

③ 目 標

今後も育児相談の充実に努め、保護者の育児不安の解消等を図ります。

(11) 児童相談事業

① 現 状

保健センターにおいて、主任児童委員による児童相談所を毎月1回開催しています。

図表4-22 児童相談事業件数 単位：件

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相 談 件 数	-	2	1	-	2

② ニーズ・課題等

心配ごと相談所と併せて開催していますが、児童の相談はほとんどない状態です。

③ 目 標

気軽に相談しやすい相談所づくりをめざし、児童虐待防止に役立てます。

(12) 認定こども園の統合等

① 現 状

認定こども園は6園あり、どの認定こども園にも入園可能です。

② ニーズ・課題等

3歳未満児の保育ニーズが高まってはいますが、少子化により全体の園児数は減少傾向にあります。利便性の高い結こども園・中央こども園・ふたばこども園への入園希望は高いですが、他の3園は低くなっています。平成31年4月のこども園全体の通所児童数399人は、平成23年の611人の3分の2以下となっています（25頁参照）。

③ 検 討

均衡ある保育施設の効率的運営の観点から認定こども園の統合と民営化を検討します。

2 ネットワークづくりと情報提供

(1) 園庭開放事業（ちびっこ広場）

① 現 状

子育てママの交流の場として未就園児の親子を対象に、全こども園で園庭開放を実施しています。月に1回民生児童委員が話し相手や育児相談者として参加します。

結こども園・中央こども園：毎週月～木曜日 ふたばこども園・南條こども園：毎週月曜日 森部こども園・牧こども園：毎週火曜日

図表4-23 園庭開放事業利用状況

単位：組

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中央保育園	430	462	871	795	1,414
結保育園	730	906	1,055	636	756
ふたば保育園	145	128	170	131	111
南條保育園	139	77	71	22	11
森部保育園	53	40	64	50	16
牧保育園	81	121	78	50	27
合 計	1,578	1,734	2,309	1,684	2,335

② ニーズ・課題等

園庭開放は、利用者からは高い評価を受けていますが、就学前児童保護者のニーズ調査においては8割以上の方が「利用していない」と答えています。

③ 目標量

現在の0歳児・1歳児の数、今後の出生児数の推計等を勘案して、次のとおりとしました。

図表4-24 園庭開放事業の目標量

単位：組

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央こども園	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
結こども園	800	800	800	800	800
ふたばこども園	300	300	300	300	300
南條こども園	50	50	50	50	50
森部こども園	50	50	50	50	50
牧こども園	50	50	50	50	50
合 計	2,650	2,650	2,650	2,650	2,650

④ 目標量の確保策

より一層利用しやすい事業の展開をめざすとともに、ハートピア安八で行っている幼児教室と連携を取りながら、この事業のPRに努めます。

(2) キッズボックス（親子体操）

① 現 状

未就園児の親子を対象に、毎月1回、各こども園持ち回りで専門講師の指導の下に体操を行っています。

図表4-25 キッズボックス利用状況

単位：組

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利 用 組 数	172	148	192	91	89

② ニーズ・課題等

キッズボックスの平成30年度の利用は89組で、平成28年度の192組から半減しています。就学前児童保護者のニーズ調査においても、キッズボックスの3歳未満児の利用者は10.0%と低くなっています。

③ 目標量

過去5年間の利用状況、現在の0歳児・1歳児の数、今後の出生児数の推計等を勘案して、次のとおりとしました。

図表4-26 キッズビクスの目標量

単位：組

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用組数	213	200	190	190	185

④ 目標量の確保策

3歳未満児の保護者にこの事業を知ってもらうための広報活動に努めます。

(3) 子育てセミナー

① 現 状

地域子育て支援センターにおいて、年2回、子育てセミナーを開催しています。

② ニーズ・課題等

就学前児童保護者のニーズ調査においては、子育てセミナー・ミニ講演会を「知っている」人は、3歳未満児の保護者が30.0%、3～5歳児の保護者が47.9%でした。

③ 目 標

乳幼児の保護者の興味を持てるようなテーマの講演会を開催するとともに、広報活動に努めます。

(4) 親子教室

① 現 状

親子教室は、くまさんルーム（地域子育て支援センターひまわり）、ぞうさんルーム（地域子育て支援センターたんぽぽ）で行う親子の遊びです。1歳児コースと2歳児コースがあり、月2回、3か月間（5回コース）で、親子でいろいろな遊びをします。

図表4-27 親子教室利用状況

単位：組

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
くまさん ルーム	1歳児	70	35	120	70	125
	2歳児	25	55	110	80	40
ぞうさん ルーム	1歳児	50	70	40	20	30
	2歳児	65	35	50	30	45
合 計		210	195	320	200	240

② ニーズ・課題等

就学前児童保護者のニーズ調査では、1歳児の16.7%、2歳児の19.4%が「利用している」と答えています。

③ 目標量

④の目標量の確保策を講じることを前提に、次のとおりとしました。

図表4-28 親子教室の目標量

単位：組

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
くまさん ルーム	1歳児	120	120	120	120	120
	2歳児	40	40	40	40	40
ぞうさん ルーム	1歳児	30	30	30	30	30
	2歳児	40	40	40	40	40
合 計		230	230	230	230	230

④ 目標量の確保策

3歳未満の乳幼児のいる家庭に対して、あらゆるPR活動をするよう努めます。

(5) 安八こども文庫

① 現 状

6か所の認定こども園と保健センターにおいて、妊婦や子ども連れ親子に本の貸し出しを行っています。児童館では、「子育て文庫」として館内で閲覧ができます。また、ボランティアの自宅にも文庫が開設されています。さらに、認定こども園、小学校等の施設において、絵本の読み聞かせや保護者に対する講演、指導などをボランティアが行っています。

② ニーズ・課題等

就学前児童保護者のニーズ調査において、安八こども文庫は「利用したことがある」は14.1%でしたが、「利用したい」は55.7%と高い率でした。

③ 目 標

安八こども文庫の蔵書の充実を図るとともに、妊婦や就学前児童の保護者に対する広報に努めます。

(6) 子育てサークル活動の支援

① 現 状

乳幼児の保護者が集う自主的なサークル活動を行う団体が地域子育て支援センターに1団体ずつあります。

② ニーズ・課題等

就学前児童保護者のニーズ調査において、子育てサークルは「知っている」が48.0%、「利用したことがある」が14.9%、「利用したい」が30.7%となっています。実際に、子育てサークルの会員は、あまり多くありません。

③ 目 標

子育てサークルの会員が増加するような活動ができるよう支援していきます。

(7) 保育ボランティアの育成

① 現 状

園庭開放事業・親子教室等において、保育ボランティアが活躍されています。

② ニーズ・課題等

保育ボランティアが不足しています。

③ 目 標

町社会福祉協議会と連携して、保育ボランティアの養成に努めます。

(8) 子育てに関する情報提供

① 現 状

・広報あんばんち

毎月、広報あんばんちにコーナーを設け、地域子育て支援センター事業の情報等を掲載しています。

・町のホームページ

ホームページで出生の手続きから子育てに関する幅広い情報を提供しています。

・いきいきカレンダー

いきいきカレンダーに保健センターで実施する健康診断や相談事業を掲載しています。

② ニーズ・課題等

保健センターの乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診査等で情報提供していますが、子育てに関する情報を知らないという人にいかに情報を提供するかが課題です。

③ 目 標

・ 広報あんばんち

見やすい情報提供に努めます。

・ 町のホームページ

ホームページは、常に新しい情報を提供し、情報発信を拡充します。

・ いきいきカレンダー

内容、レイアウトの工夫に努めます。

・ 子育てガイドブック

子育てサービスの内容や町内の子育て資源が一目でわかるガイドブックを作成します。

(9) 地域子育て支援拠点事業

基本指針においては、地域子育て支援拠点事業について、目標量と目標量の確保策を定めるよう求めています。地域子育て支援拠点事業とは、地域子育て支援センターで行う①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報提供、④子育て・子育て支援に関する講習等となっています。そのため、地域子育て支援拠点事業には、地域子育て支援センターで行う園庭開放事業、子育てセミナー、親子教室、子育てサークル活動の支援、保育ボランティアの育成、地域子育て支援センターにおける子育て相談等が該当すると考えられます。

① 現 状

図表4-29は、地域子育て支援拠点事業の年間利用延人数ですが、これは上記本町の各事業の利用人数を合計したものではありません。子育てサークル活動や保育ボランティアの育成などカウントするのが困難な事業や、親子で利用する園庭開放事業や親子教室の利用延人数はどのようにカウントするのか、園庭開放事業に来所して子育て相談を受ける人などがいるため、地域子育て支援センターに来所した延就学前児童数を記入しました。

図表4-29 地域子育て支援拠点事業利用状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用施設数(か所)	2	2	2	2	2
利用延人数(人)	1,855	2,082	2,809	1,996	3,072

② ニーズ・課題等

ニーズ・課題等は、それぞれの事業に記入しているとおりです。

③ 目標量

2か所の地域子育て支援センターの利用延人数を次のとおり見込みます。

図表4-30 地域子育て支援拠点事業の目標量

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用延人数	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

④ 目標量の確保策

それぞれの事業に記入しているとおりです。

3 児童の健全育成と世代間交流

(1) 児童館の活発な利用

① 現 状

児童館の事業としては、親子参加で工作や調理、運動などを行う子ども講座、未就園児の親子を対象に遊びや運動を行う幼児教室、子ども対象の展示会やイベントなどがあります。子どもの心の安定を図り、社会性づくりにプラスとなる年齢に合った質の高いおもちゃを提供するとともに、おもちゃに頼りすぎない遊びを推奨しています。児童館事業利用状況および児童館入館者は、図表4-31のとおりです。

図表4-31 児童館事業利用状況

単位：延人数

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子ども講座	534	604	477	366	337
幼 児 教 室	2,572	1,778	1,604	1,407	1,336
児童館入館者	31,945	26,027	26,608	29,559	28,272

② ニーズ・課題等

児童館や図書館があるハートピア安八は、子どもたちが安心して過ごせるため、利用児が多くいます。ニーズ調査の記述式回答に、「小学生と未満児のきょうだいと一緒に遊べない」「おもちゃが少ない」などという記入がありました。

③ 目 標

利用児が満足できるよう、年齢にあわせた事業を計画し、講座の充実等を図ります。おもちゃについては、他市町の児童館を見学して、児童館利用児童のニーズと安全を満たすおもちゃを検討していきます。また、おもちゃをなかだちとしないコミュニケーションづくりを検討していきます。

(2) ジュニア文化サークル事業

① 現 状

町内を中心とした経験者を講師に、小・中学生対象のスポーツ・文化のサークルを土曜日に開催しています。

図表4-32 ジュニア文化サークル参加状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
サークル数(数)	13	13	12	13	12
参加児数(人)	198	193	173	176	178

② ニーズ・課題等

土曜日を有効に活用できる講座の開催は、子どもの意識を高め好評です。スポーツ少年団への加入もあり、いずれかで多くの児童が土曜日を有効に過ごしています。

③ 目 標

興味あるジュニアサークルの講座や内容のさらなる充実に努め、参加者の増加を図ります。

(3) 高齢者とのふれあい事業

① 現 状

- ・認定こども園では、正月遊びなど伝統行事の伝承などの行事を実施しています。
- ・認定こども園のさつまいも作りに地域の高齢者に協力していただいています。
- ・小学校のクラブ活動で、地域の指導者として高齢者から米作りや菊作り、草木染め等の指導を受ける高齢者とのふれあい交流を実施しています。同様の活動を牧こども園も行っています。
- ・伝統行事の「麦踏み」を地域の高齢者と体験します。

② ニーズ・課題等

核家族化が進み、高齢者がいない家庭が多くなったため、学校や認定こども園で高齢者との交流を深める必要があると考えます。

③ 目 標

子どもたちが地域の高齢者とふれあい、さまざまな感動を体験することは、子どもの成長にも地域づくりにも重要です。地域の特性を生かしながら、今後も小学校や認定こども園で高齢者との交流事業を推進します。

(4) 老人福祉施設への訪問活動

① 現 状

- ・小学生があすわ苑を訪問し、ゲーム遊びや合唱等の交流を実施しています。
- ・町内の特別養護老人ホームの招待で、園児の歌、手遊び等の交流を実施しています。

② ニーズ・課題等

訪問先である老人福祉施設入所者の意見や要望を把握する必要があります。

③ 目 標

地域にある老人福祉施設入所者と交流する良い機会であり、今後も継続していきます。

4 子育てにかかわる経済的負担の軽減

(1) 保育料の軽減

① 現 状

令和元年10月から、幼稚園・保育所・認定こども園に通う3～5歳のすべての児童と、保育所・認定こども園に通う0～2歳の住民税非課税世帯の児童について、利用料が無料になりました。

② 目 標

0～2歳の住民税課税世帯の児童については、国の基準では就学前児童と合わせて2人いる場合は半額、就学前児童と合わせて3人以上いる場合は無料とされていますが、本町においては国の基準に上乘せして、就学前児童に限定しないで、きょうだい2人の場合は2割、3人以上の場合は4割とします。さらに、日用品、文房具等の購入に要する費用および低所得世帯を対象に認定こども園等の食事の提供に要する費用は、徴収

しません。

(2) こども医療費助成制度

① 現 状

中学校卒業まで、入院・通院の医療費を助成しています。小学校就学前児童は県制度、小学生以上は町単独制度です。

図表4-33 子ども医療費助成制度利用状況 単位：件

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
就学前児童	18,290	17,469	17,186	16,236	15,723
就 学 児	17,276	17,652	18,306	17,678	17,393

② ニーズ・課題等

就学前児童保護者のニーズ調査においては、この制度を良いサービスであるとの評価が多くありました。

③ 目 標

保護者の経済的負担に配慮して、こども医療費助成制度を継続して実施します。

(3) 学校給食費助成制度

① 現 状

小・中学校の学校給食費について、第3子は半額、第4子以降は全額を助成しています。

図表4-34 学校給食費助成制度利用状況 単位：人

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
第 3 子	125	117	128	134	124
第 4 子以降	14	16	15	19	20

② ニーズ・課題等

全国的にも珍しい制度で、学齢期にある多子世帯の経済的支援に役立っています。

③ 目 標

多子世帯の経済的負担に配慮して、この事業を継続します。

(4) 通学かばん購入補助制度

① 現 状

小学校入学時の通学かばん（ランバッグ）の購入に対して、3,000円を補助しています。

図表4-35 通学かばん購入補助制度利用状況 単位：件

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利 用 件 数	166	136	162	117	145

② ニーズ・課題等

ランバッグは、黄色で登下校の交通安全に役立ち、また安価で購入できると好評です。

③ 目 標

保護者の経済的負担に配慮して、この事業を継続します。

(5) 児童手当

① 現 状

児童手当の月額は、0歳～3歳未満が一律15,000円、3歳～小学校終了までが第1子・第2子10,000円、第3子以降15,000円、中学生が一律10,000円、所得制限以上が一律5,000円と定められています。平成30年度の児童手当の受給人数は、図表4-36のとおりです。

図表4-36 児童手当受給状況（平成30年度） 単位：人

区 分	15,000円	10,000円	5,000円	合 計
受 給 児 数	473	1,448	89	2,010

② ニーズ・課題等

ニーズ調査においては、多子世帯から経済的支援を求める記述がありました。

③ 目 標

児童手当に関する広報により受給漏れがないよう努めるとともに、窓口での適切な対応に努めます。

第3 母と子の健康の保持・増進

1 母子保健サービスの充実

(1) 子育て世代包括支援センター

① 現 状

平成31年4月、妊娠中から子育てに至るまで母子の健康を切れ目なく支援する専用窓口である子育て世代包括支援センターを保健センター内に設置しました。

② 目 標

子育て支援施策と母子保健施策との連携を図り、より効果的な支援につなげるために、新たに整備する子ども家庭総合支援拠点と一体化した機関にします。

(2) 母子健康手帳の交付

① 現 状

子育て世代包括支援センターにおいて、すべての妊婦が母子健康手帳の交付を受けており、同時に妊娠中および出産後の保健事業案内をしています。

② ニーズ・課題等

母子健康手帳の交付時に、妊娠・出産・育児に対する不安な気持ちを相談される方が多いです。

③ 目 標

妊娠・出産・育児に対する子育て世代包括支援センターの相談対応を充実させて、不安の軽減を図ります。

(3) 父子手帳

① 現 状

岐阜県では、妊娠・出産・育児における父親の役割や妻へのサポート方法等を記載した岐阜県父子手帳「パパスイッチオン！ぎふイクメンへの道」を作成しました。父子手帳は、平成22年度から母子健康手帳とともに配布しています。

② ニーズ・課題等

父子手帳はすべての方に配布できていますが、出生から子どもの成長にあわせた父親の子育ての仕方等にさらに活用が必要です。

③ 目 標

父子手帳の有効的な活用を推進し、父親の育児参加を促します。

(4) 妊婦健康診査事業

① 現 状

妊婦および胎児の健康管理や安心して出産できるよう健康診査受診票を発行しています。妊婦健康診査は医療機関に委託して実施しており、健康診査受診票は平成20年度までは1人について5回分でしたが、平成21年度から14回分に拡充しました。

図表4-37 妊婦健康診査受診状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊 娠 届 出 数 (人)	118	104	103	102	87
1人当たり健診回数(回)	10.9	12.3	12.6	12.0	12.4
健 診 延 回 数 (回)	1,289	1,275	1,294	1,220	1,076

② ニーズ・課題等

妊婦健康診査受診票が14回分交付されることに対する満足度は高いといえます。

③ 目標量

計画期間の0歳児の推計数により、次のとおりとしました。

図表4-38 妊婦健康診査の目標量

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊 娠 届 出 数 (人)	89	87	87	87	85
1人当たり健診回数(回)	13	13	13	13	13
健 診 延 回 数 (回)	1,157	1,131	1,131	1,131	1,105

④ 目標量の確保策

受診票交付時に妊婦健康診査の受診を促し、受診率の向上をめざします。

(5) ハッピープレママ会

① 現 状

妊婦を対象に、助産師による出産準備の教育や出産後の育児に関する相談を行っています。また、管理栄養士による妊娠期に必要な栄養についての話や調理実習も行っています。

図表4-39 ハッピープレママ会参加状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数(回)	4	4	4	6	6
参加人数(人)	19	19	38	43	25

② ニーズ・課題等

平成29年度から開催回数を年6回に増加しましたが、参加者の増加につながっていません。

③ 目 標

働いている妊婦が参加しやすい時間設定など、ニーズに合わせた教室形態へ変更を行うなど、より多くの方に参加していただけるように努めます。

(6) 乳幼児訪問事業

① 現 状

乳児家庭全戸訪問事業は、すべての新生児の家庭を訪問して健康相談・育児相談を行うものです。養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業の結果等により、養育に関する指導が必要な家庭を保健師が訪問し、適切な助言をするものです。

図表4-40 乳幼児訪問事業実施状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
乳児家庭全戸訪問事業	対象児数(人)	123	118	118	99	99
	訪問児数(人)	97	105	96	86	92
養育支援訪問事業	対象児数(人)	4	1	1	2	2
	訪問回数(回)	4	1	1	2	1

② ニーズ・課題等

訪問した乳児家庭が里帰りなどで留守期間が長いなどの理由により、全戸訪問には至っていません。

③ 目標量

乳児家庭全戸訪問事業の目標量は、計画期間の0歳児の推計数により、次のとおりとしました。なお、養育支援訪問事業の目標量は定めないこととします。

図表4-41 乳児家庭全戸訪問事業の目標量

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対 象 児 数	89	87	87	87	85
訪 問 児 数	89	87	87	87	85

④ 目標量の確保策

乳児家庭の全戸を訪問することは今の体制で可能です。また、養育支援が必要な家庭に適切な助言等が行えるよう、関係機関との調整に努めます。

(7) 新生児聴覚検査

① 現 状

「聞こえ」の状況を早期に確かめるため、町では新生児聴覚検査（自動ABR）にかかる費用の助成を行っています。

図表4-42 新生児聴覚検査受診状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象人数（人）	121	105	96	93	111
受診人数（人）	93	100	92	93	109
受診率（％）	76.9	95.2	95.8	100.0	98.2

② ニーズ・課題等

平成27年度以降の受診率は、95%を上回って推移しています。

③ 目 標

妊婦健康診査受診時等にこの検査の周知に努めます。

(8) 乳幼児健康診査事業

① 現 状

乳幼児健康診査は、乳幼児の身体計測や発達チェック、栄養指導等を行うため、3～6か月児（乳児）、10か月児、1歳6か月児、3歳児および5歳児を対象に実施していましたが、平成30年度から10か月児健康診査は、10か月相談となりました。また、1歳6か月児および3歳児に対しては、歯科健康診査を行っています。

図表4-43 乳幼児健康診査受診状況

区 分		対象 児数 (人)	受診 児数 (人)	受診 率 (%)	健 診 結 果			
					異常なし (人)	要 観 察 (人)	要 精 検 (人)	要 医 療 (人)
平成26年度	乳 児	111	111	100.0	78	17	1	5
	10 か 月 児	107	107	100.0	78	20	2	7
	1 歳 6 か 月 児	139	139	100.0	88	46	1	4
	3 歳 児	150	148	98.7	99	43	3	3
	5 歳 児	136	135	99.3	94	40	-	1
平成27年度	乳 児	107	107	100.0	76	16	1	14
	10 か 月 児	118	113	95.8	79	26	1	7
	1 歳 6 か 月 児	107	104	97.2	64	37	2	1
	3 歳 児	133	130	97.7	90	37	1	2
	5 歳 児	148	141	95.3	95	42	2	2
平成28年度	乳 児	96	96	100.0	74	11	2	9
	10 か 月 児	103	103	100.0	75	24	-	4
	1 歳 6 か 月 児	128	128	100.0	77	47	4	-
	3 歳 児	122	122	100.0	83	36	2	1
	5 歳 児	139	134	96.4	89	43	1	1
平成29年度	乳 児	95	93	97.9	74	9	-	10
	10 か 月 児	117	116	99.1	92	21	1	2
	1 歳 6 か 月 児	102	100	98.0	62	35	-	3
	3 歳 児	123	115	93.5	72	39	3	1
	5 歳 児	146	141	96.6	90	44	4	3
平成30年度	乳 児	111	111	100.0	80	13	2	16
	1 歳 6 か 月 児	103	104	101.0	71	26	1	6
	3 歳 児	118	116	98.3	89	22	3	2
	5 歳 児	116	112	96.6	81	23	5	3

図表4-44 幼児歯科健康診査受診状況

区 分		対 象 児 数 (人)	受 診 児 数 (人)	受 診 率 (%)	む し 歯 の あ る 児 (人)	む し 歯 経 験 率 (%)	一 人 平 均 む し 歯 数 (本)
平成26年度	1歳6か月児	139	139	100.0	-	-	-
	3歳児	150	148	98.7	18	12.2	0.32
平成27年度	1歳6か月児	107	104	97.2	-	-	-
	3歳児	133	130	97.7	17	13.1	0.48
平成28年度	1歳6か月児	128	128	100.0	2	1.6	0.09
	3歳児	122	121	99.2	16	13.2	0.34
平成29年度	1歳6か月児	102	100	98.0	1	1.0	0.05
	3歳児	123	115	93.5	9	7.8	0.23
平成30年度	1歳6か月児	103	104	101.0	-	-	-
	3歳児	118	116	98.3	7	6.0	0.12

② ニーズ・課題等

就学前児童保護者のニーズ調査においては、健康診査をはじめとする保健センターの対応がいいという記述が多数ありました。

③ 目 標

乳幼児健康診査時に、個々に合った指導・助言を行うなど、現体制を継続します。

(9) 利用者支援事業

① 現 状

乳幼児相談は、毎月1回開催し、身体計測や育児相談・栄養相談を実施しています。
なお、乳幼児相談は、令和元年度から利用者支援事業の一環として実施しています。

図表4-45 乳幼児相談来談者数

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
乳 児	実施回数(回)	12	12	12	12	12
	延べ来談人数(人)	138	151	163	163	137
	実来談人数(人)	57	57	53	51	49
幼 児	実施回数(回)	12	12	12	12	12
	延べ来談人数(人)	220	143	157	172	202
	実来談人数(人)	42	24	42	34	35

② ニーズ・課題等

広報あんぱち、町のホームページ、いきいきカレンダー等により子育て情報を提供していますが、ニーズ調査によると、子育てに関する各種サービスを「知らない」と答えている人がかなりいます。また、健康診査に限らず、保健センターを利用したいという要望があります。

③ 目 標

令和元年度に、保健センターに子育てコーディネーターを置き、利用者支援事業（母子保健型）を開始しました。利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、認定こども園や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行います。利用者支援事業は、地域子育て支援センター、地域子育て支援拠点事業、子育て世代包括支援センター等と連携しながら推進していきます。

(10) スマイルキッズ

① 現 状

この教室は、1歳6か月児健康診査を受けた親子が対象です。子育て支援センターにおいて、小集団での活動を通して子どもの発達支援を行うとともに、養育者の育児不安や負担感の軽減を図ることを目的としています。遊びの中から子どもの育ちを引き出しながら、育ちの喜びを保護者どうして分かち合えるよう、保健師や保育士らがサポートしています。

平成26年度から開始し、毎年およそ20%の親子に継続的な支援（月2回開催、8回コース）を実施しています。

図表4-46 スマイルキッズ参加状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対 象 人 数 (人)	139	104	128	100	103
参加実人数 (人)	18	24	26	21	29
延べ参加人数 (人)	91	114	120	103	130
参 加 率 (%)	12.9	23.1	20.3	21.0	28.2

② 目 標

内容の充実を図り、参加率の向上をめざします。

2 食育の充実

(1) 離乳食教室

① 現 状

乳児健康診査時に、管理栄養士が離乳食開始時期の目安や進め方の導入を行い、その後5～7か月児を対象に離乳食教室を開催しています。

また、乳幼児および10か月児相談において、個別の支援を行っています。

図表4-47 離乳食教室実施状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数 (回)	6	6	6	6	6
参加人数 (人)	64	56	68	64	46

② ニーズ・課題等

乳児健康診査時に離乳食教室の案内を行うため、多くの参加があります。しかし、健康診査ではないため、参加率が100%ではありません。

③ 目 標

乳児期は食生活のリズムの基礎が形成される大切な時期なので、離乳食教室の参加率100%を目指すとともに、よりよい個別支援に努めます。

(2) 保育士による食育

① 現 状

年齢に応じた食行動を獲得できるように、各クラスの担任が毎月食育の計画を立てて

おり、これに沿っておやつ作りの開催や給食時に食行動の支援を行っています。給食については「給食だより」や「食育だより」を発行して、年間を通した認定こども園での食育の様子や、家庭で手軽にできるクッキングを保護者へお知らせしています。また、給食センターの見学や絵本・紙芝居、ペープサート（人形劇）などを用いた食育にも努めています。

② ニーズ・課題等

小・中学生と同じ給食を食べているため、口腔内や嚥下機能の発達に合わないメニューもあります。

③ 目 標

今後も給食は子どもたちが食べやすい形態へと小さくほぐすなどするとともに、年齢に応じた食行動を獲得できるように支援を続けます。また、家庭における食育の意識を啓発するために、よりよいお便り作りに努めます。

(3) 園庭栽培事業

① 現 状

年間を通して四季折々の実のなる樹木や野菜を認定こども園の園庭で栽培して収穫します。また、収穫した野菜や果物を使用したクッキング・おやつ作りを行っています。

② ニーズ・課題等

食品衛生や施設の関係上、調理のバリエーションが限定されてしまいます。

③ 目 標

種まきから食べるところまでを通して、「食べもののいのちを感じる力」を育てていきます。

(4) 管理栄養士による食育講座

① 現 状

毎年各園において、お話やクイズを通して「食べものを選ぶ力」や「食べもののいのちを感じる力」など、食育で身につけたい5つの力を伝えています。また、保護者会において、家庭における食育の方法の普及もしています。

図表4-48 管理栄養士による食育講座参加状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数(回)	6	6	6	6	6
参加人数(人)	545	505	526	485	448

② ニーズ・課題等

できるだけ噛み砕いた言葉を用いて話をしていますが、年齢により伝わらない点もあります。

③ 目 標

子どもたちが、食に興味・関心を深めることのできる内容や話し方に努めます。

(5) 食生活改善協議会の食育講座

① 現 状

ヘルスメイトさんの愛称で親しまれている食生活改善協議会の会員が、認定こども園においてクイズや劇を行い、食の大切さと感謝の心を伝えています。また、園児たちと一緒に行うおやつ作りでは、自分で作りたいという興味を促すとともに、楽しく交流を行っていて、園児たちには好評です。

図表4-49 食生活改善協議会の食育講座開催状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数(回)	3	3	3	6	3
参加人数(人)	333	324	265	485	209

② ニーズ・課題等

保護者を対象とする食育講座もニーズに応じて開催していますが、参加者が少ないのが現状です。

③ 目 標

園児だけではなく、保護者に対する食育の充実にも努めます。

(6) 学校給食を通じた食育

① 現 状

学校給食では、行事食や郷土料理を提供し、郷土の食文化について関心を深めるとともに、新鮮な地場産の米や野菜を調理し、児童の食の安全を確保しています。

また、給食のメニューや栄養価を掲載した「給食だより」を発行し、栄養に関する意識を啓発しています。

② ニーズ・課題等

近年様々な食物アレルギーを有する児童が増加しています。アレルゲンの除去をはじめとする危機管理が必要です。

③ 目 標

バランスのとれた給食の献立により、将来必要となる「食べものを選ぶ力」を育みます。食物アレルギーへの対応は、食物アレルギー緊急時対応マニュアルにそった危機管理に努めます。

(7) 体験農園事業

① 現 状

地域の指導者の協力により、小学生が農業を通して地域の農業への理解を深め、いのちを育てる喜びを体験しています。

結小学校：米作り 名森小学校：蚕の飼育 牧小学校：いちご栽培

② ニーズ・課題等

町内における第一次産業従事者が減少傾向にあるため、指導者も減少傾向にあります。

③ 目 標

地域の指導者による農業体験を継続します。

(8) 親子料理教室

① 現 状

小学生の親子を対象に、夏休みを利用して食の大切さを学ぶ機会を提供しています。調理実習だけではなく、パン作り教室やお菓子作り教室の開催も行っています。

図表 4-50 親子料理教室開催状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数(回)	2	2	2	2	2
参加実人数(人)	親	34	29	43	31
	子	41	49	38	51

② ニーズ・課題等

近年、パン作り教室やお菓子作り教室など多様なニーズがあります。

③ 目 標

家庭における食育のきっかけとなるように、ニーズを把握して内容の充実を図ります。

3 思春期における保健対策の充実

(1) 性に関する正しい知識の普及

① 現 状

- ・小・中学校の保健授業でエイズや性について、正しい知識を学んでいます。
- ・保健師が小・中学校へ出向き、学校ごとに成長に合わせた性と命の大切さ、性行為感染症の予防について教育を行っています。

② ニーズ・課題等

思春期の児童が、性と命の大切さに関する正しい知識を持ち、人を思いやる心を育て、自我の発達を助ける機会を作る必要があります。

③ 目 標

学校は、性に関する正しい知識を身につける教育を充実します。

(2) 喫煙の防止

① 現 状

- ・受動喫煙防止・喫煙防止教育の観点から小中学校の敷地内全面禁煙を実施しています。
- ・中学校においては、保健師により、講義やたばこを断るロールプレイ、アンケートを実施し、生徒自らが喫わない意思決定を支援しています。

② ニーズ・課題等

平成29年に本町が実施した「健康に関する意識調査」の結果では、「たばこを吸ったことがある」と答えた中学1年生は男子0.0%、女子1.6%、中学3年生は男子1.6%、女子1.7%でした。この結果は、平成22年の調査結果から大幅に低下しています。

③ 目 標

学校・家庭において、喫煙の害について認識させるとともに、地域社会も未成年者の喫煙防止に協力していきます。

(3) 飲酒の防止

① 現 状

中学校において、未成年者の飲酒が法律違反であることを教育しています。

② ニーズ・課題等

平成29年に本町が実施した「健康に関する意識調査」では、「酒を飲んだことがある」と答えた中学1年生は男子6.8%、女子4.7%、中学3年生は男子18.8%、女子11.7%という結果でした。親の無理解から家庭で飲酒している生徒もいると推察されます。

③ 目 標

飲酒の心身に与える影響について、未成年者に十分な知識を与えるとともに、社会環境の面から飲酒防止を働きかけることに努めます。

(4) 薬物乱用の防止

① 現 状

小・中学校において、薬剤師や保護司を講師として薬物乱用防止教室を開催しています。

② ニーズ・課題等

平成29年に本町が実施した「健康に関する意識調査」では、小学5・6年生の6.4%、中学1・3年生の7.3%が覚醒剤や麻薬の害を「知らない」と答えています。中学生になる前から薬物に関する正しい知識を身につける必要があります。

③ 目 標

学校での指導を充実します。

(5) いのちの教育

① 現 状

自殺対策基本法では、9月10日から16日までを自殺予防週間としています。当町では、若年者自殺対策強化事業として、看護師や保健師を講師に「いのちの教育」を町内の全小中学校で実施しています。

図表4-51 若年者自殺対策強化事業「いのちの教育」実施状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数(回)	11	16	16	17	17
参加児童数(人)	683	778	807	628	746

② ニーズ・課題等

過去10年間で10代の自殺が1件ありました。

③ 目 標

「いのちの教育」においては、他者への思いやりや自分を大切にする心を育み、児童・生徒がゲートキーパーの役割を果たすことができるような教育を行っていきます。

(6) スクールカウンセラーの配置

① 現 状

中学校において、カウンセラーによるこころの相談や発育相談などを実施しています。小学校では必要に応じて、中学校から出向いています。

② ニーズ・課題等

学校にいる間に、専門家から悩みなどの相談にのってもらえます。

③ 目 標

こころやからだの悩みをもつ生徒の精神的負担を軽減するため、スクールカウンセラーの資質の向上に努めます。

(7) 薬物防止の啓発事業

① 現 状

学校・公民館・役場などに、喫煙・飲酒・薬物乱用防止ポスターを掲示しています。

② 目 標

薬物防止の啓発を推進します。

(8) 不登校児童・生徒への支援

① 現 状

小・中学校で不登校傾向がみられる児童・生徒への訪問相談や保護者への助言を行っています。

② ニーズ・課題等

相談室を不登校児童・生徒の居場所として、相談や助言を行っています。中学校では、相談室に心の相談員を配置しています。

③ 目 標

引き続き学校での指導に努めます。

4 小児医療の充実

(1) 小児科医の確保

① 現 状

- ・町内に医療機関が11か所、歯科診療所が6か所あり、そのなかに小児科専門医がいます。
- ・町内の医療機関のうち、救急指定診療所が1か所あります。

② ニーズ・課題等

夜間や休日の医療は、町内の1か所の救急指定診療所の他は、町外の医療機関に委ねられています。

③ 目 標

安心して受診できるよう医療機関を案内します。

(2) 予防接種事業

① 現 状

感染のおそれがある疾病の発生およびまん延を予防するために各種予防接種を実施しています。

② 目 標

感染のおそれのある疾病の発生およびまん延防止のため今後も継続します。

(3) 感染症予防対策

① 現 状

保健センターにおいて、感染症に関する正しい知識の普及と情報の提供を行っています。

② ニーズ・課題等

新型インフルエンザなどが発生した場合、拡大のおそれがあることから、こまめに情報を提供し、不安感を防止しています。

③ 目 標

感染症に関する正しい知識の普及と情報提供を行います。

(4) 救急医療体制の充実

① 現 状

- ・町内に救急指定診療所が1か所あります。
- ・休日や夜間には、大垣市民病院や大垣市急患医療センターで診療を受けることができます。

② ニーズ・課題等

夜間や休日の医療は、町内の1か所の救急指定診療所の他は、町外の医療機関に委ねられています。

③ 目 標

救急医療についての情報を提供します。

(5) 子どもの事故防止啓発

① 現 状

乳幼児健康診査や育児相談などで、子どもの事故防止について啓発を実施しています。

② 目 標

事故防止について啓発を推進します。

第4 職業生活と家庭生活との両立の推進

1 仕事と家庭の調和

(1) 男女共同参画社会の意識啓発

① 現 状

男女共同参画社会基本法が制定されて以来、職場への女性の進出が注目されています。

② ニーズ・課題等

子育てについての考え方は、個々に異なります。子育ては女性の役割といった考え方は、地域や祖父母などに依然として根強く残っており、考え方の違いで子育てに悩んでいる母親が少なくありません。

③ 目 標

父親はもちろん祖父母等の家族に対して、家庭における男女共同参画の考え方について、さまざまな機会を通して啓発を行っていきます。

(2) 男性の子育て等の促進

① 現 状

ニーズ調査によると、父親の1日あたりの子育てや家事の平均時間は、就学前児童の父親が1時間50分、小学生の父親が1時間23分でした。

② ニーズ・課題等

国が示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」においては、6歳未満の子どもをもつ男性の1日あたりの育児・家事関連時間の令和2年の目標を、2時間30分としています。

③ 目標量

過去3回の調査結果から、国の「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の目標を達成するのは困難であり、令和6年に達成可能な目標を次のとおりとしました。

図表4-52 男性の育児・家事関連時間の調査結果と目標

区 分	平成21年	平成26年	平成31年	令和6年（目標）
就学前児童のいる家庭	1時間21分	1時間35分	1時間50分	2時間10分
小学生のいる家庭	1時間9分	1時間13分	1時間23分	1時間40分

④ 目標量の確保策

父親のための子育て講座や、男性料理教室等を開催し、男性の家事・育児時間の増加を図ります。また、講座や教室の開催にあたっては、夫婦、家族等の参加とするなど、男性が参加しやすい配慮をしていきます。

(3) 父親プログラムの普及

① 現 状

就学前児童保護者のニーズ調査においては、育児休業を利用した父親が1.5%しかいませんでした。

② ニーズ・課題等

父親の育児休業に対する理解は、職場のみならず、一般的に浸透していません。

③ 目 標

男性が子育てのための休暇等を取得しやすくするための取組みが進むよう、関係機関と協力して事例紹介を行うことなどにより、企業・住民へのPRを図ります。

(4) 両親学級の開催

① 現 状

父親の育児指導に関する教室等は、開催していません。

② ニーズ・課題等

子育てを手伝おうとしても、その方法が分からない父親がいると考えられます。

③ 目 標

沐浴、おむつ交換など子育ての技術指導や、出産・子育ての男性の役割など、男性の子育てへの参加促進を盛り込んだ両親学級の開催を検討します。また、開催日、開催場所、勧奨方法など、男性が参加しやすい環境づくりに努めます。

(5) 小中学校の学校行事

① 現 状

本町の小・中学校の親子学級、授業参観、運動会、合唱発表会等の各種行事は、父親（家族）が参加しやすいよう休日に開催しています。

② ニーズ・課題等

小学生保護者のニーズ調査においては、学校行事や学校関係の役員が多すぎるという

意見がありました。

③ 目 標

各種行事の休日開催は継続することとし、回数・内容については検討します。なお、学校行事や役員については、学校と保護者の間で意見交換して決定します。

(6) 家庭の日の推進

① 現 状

岐阜県では、昭和42年に「岐阜県家庭の日を定める条例」を制定し、毎月第3日曜日を「家庭の日」と決めました。

町のいきいきカレンダーに「家庭の日」を表示しています。

② ニーズ・課題等

仕事や勉強のため、家族団らんの時間が少なくなっており、家庭や地域で「心豊かで明るい家庭」づくりを進めることが望まれています。

③ 目 標

各種イベントを開催し、家庭の大切さ、家庭の役割を考える機会として「家庭の日」の普及を図ります。

(7) 家族の日・家族の週間の推進

① 現 状

国は平成19年度から、11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後1週間を「家族の週間」と定め、家族・地域のきずなを再生する各種啓発活動を行っています。

② ニーズ・課題等

「家族の日」「家族の週間」を家族の一行詩の取組みにより周知しています。

③ 目 標

国・県の取組みに協力していきます。

(8) 子育てと子育て支援の理解・協力への意識啓発

① 現 状

核家族世帯の増加と少子化に伴い、初めてふれる乳児が自分の子という親が多くなってきたと推察されます。

② ニーズ・課題等

祖父母が離れて暮らしている親にとっては、乳幼児の突発的な事故や親の傷病などの場合に、近隣の助けが必要になってきます。しかし、住民同士のつきあいは、希薄になりつつあります。

③ 目 標

地域住民が、仕事と子育ての両立の困難さ、子育ての孤立化など、子育て家庭が抱える問題を理解し、子育てを地域全体で支援していくという意識を醸成していきます。

2 子育てと仕事が両立できる環境づくり

(1) 看護・育児・介護休暇制度等のPR

① 現 状

子の看護、育児および介護休暇については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」により、保障されています。

② ニーズ・課題等

女性の子の看護、育児および介護休暇は、以前よりとりやすくなりましたが、男性がとることを認めない風潮があります。国が示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」においては、令和2年の男性の育児休業取得率の目標を13.0%としています。

③ 目標量

平成31年の女性の育児休業取得率78.4%は平成21年の2倍以上になっていますが、国の目標の男性の育児休業取得率13.0%は達成が困難と考えられ、目標は次のとおりとします。

図表4-53 育児休業取得率の調査結果と目標

区 分	平成21年	平成26年	平成31年	令和6年（目標）
女 性	37.6%	74.0%	78.4%	85.0%
男 性	0.7%	1.3%	1.6%	5.0%

④ 目標量の確保策

関係機関と協力して、看護・育児・介護休暇制度等をPRし、男性も育児休業を取得できることを含めた普及啓発を進めます。

(2) シンポジウムの開催

① 現 状

県が男女の働き方の見直しなどについてのシンポジウムを開催しています。

② ニーズ・課題等

女性の子の看護、育児および介護休暇は、以前よりとりやすくなりましたが、男性がとることを認めない風潮があります。

③ 目 標

男女の働き方の見直しなどについて、岐阜県労働局等関係機関が広域的に開催するシンポジウム等に協力していきます。

(3) 一般事業主行動計画の策定・推進への働きかけ

① 現 状

「次世代育成支援対策推進法」においては、従業員101人以上の事業主は、一般事業主行動計画を策定しなければなりません。

② ニーズ・課題等

従業員100人以下の事業所には、「次世代育成支援対策推進法」の趣旨が浸透していません。

③ 目 標

従業員101人以上の事業主はもちろん、100人以下の事業主についても、商工会等の関係機関と協力して、情報提供、相談などを行い、行動計画が策定・推進されるよう働きかけを行っていきます。

(4) 事業主への啓発

① 現 状

父親の育児休業などの先進的な取組み実績がある企業に対して、岐阜県が奨励金を交付しています。

② 目 標

県の取組みのPRに努めます。

(5) 「早く家庭に帰る日」の普及促進

① 現 状

岐阜県の条例により、毎月8のつく日に父親をはじめ子育て家庭の保護者が早く帰って子育てに参加するよう啓発しています。

② ニーズ・課題等

父親の子育てや家事時間を確保することはなかなか困難です。

③ 目 標

県の取組みのPRに努めます。

(6) 企業における子ども参観日事業

① 現 状

岐阜県は、子どもが両親の働く企業へ出かけて親の働く姿を知る「子ども参観日」開催の普及を図っています。

② ニーズ・課題等

子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの取組みには、企業の協力が必要です。

③ 目 標

県の取組みのPRに努めます。

(7) お父さんがんばって講座

① 現 状

岐阜県は、仕事と育児の両立が可能な就業環境の整備を促進する事業として、「お父さん頑張って講座」を開催しています。

② 目 標

県の取組みのPRに努めます。

(8) 母性健康管理指導事項連絡カードのPR

① 現 状

主治医等が行った指導事項の内容を、仕事をしている妊産婦から事業主に伝えるために、母性健康管理指導事項連絡カードがあります。

② ニーズ・課題等

平成29年に本町が実施した「健康に関する意識調査」では、働いていた0歳児の親の

48.9%が母性健康管理指導事項連絡カードを「知っていた」と答えています。

③ 目 標

就労妊婦が安心して妊娠生活を送れるよう、母性健康管理指導事項連絡カードをPRします。

(9) 再就職等のための情報提供

① 現 状

出産・子育てを理由に退職した人で再就職を希望する人が数多くいます。

② ニーズ・課題等

再就職を希望する人の就労先が見つからない状況があります。

③ 目 標

出産・子育て等を理由に退職し、再就職を希望する人が、就職のための相談やIT関連等の職業訓練を受けられるよう情報を提供していきます。

(10) 子育て世代の女性の就業率の向上

① 現 状

結婚・出産年齢にあたる25～39歳の女性の就業率が低下しています。平成27年の国勢調査によれば、本町の女性の就業率は25～29歳77.7%、30～34歳68.3%、35～39歳67.7%です。

② ニーズ・課題等

女性の仕事と子育ての両立は、大きな課題と言えます。

③ 目標量

令和6年の結婚・出産年齢にあたる女性の就業率の目標は、次のとおりとします。

図表4-54 令和6年の女性の就業率の目標

区 分	25～29歳	30～34歳	35～39歳
就 業 率	85.0%	80.0%	80.0%

④ 目標量の確保策

子育て支援サービスの充実や家庭での男性の協力、女性の就労環境の改善などを推進し、子育て世代の女性の就業率の向上をめざします。

第5 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 親育ち教育の推進

(1) 親育ちへの学習機会の提供

① 現 状

核家族化の進展などにより、地域の常識、社会の常識が十分でない親が増加している
きらいがあります。

② ニーズ・課題等

本来家庭が有していた教育力、子育て力が低下してきており、支援が必要になってい
ます。

③ 目 標

中学生の保育体験、各種母子保健事業、家庭教育学級等を通して、親育ちを伝えてい
きます。

(2) 家庭教育の充実

① 現 状

子どもの発達段階に応じた保護者の家庭教育を実施しています。

- ・地域子育て支援センターにおいて、子育てセミナーを年2回開催しています。
- ・認定こども園保護者を対象に幼児学級を開催しています。
- ・小学1年生の保護者を対象に家庭教育学級を開催しています。

② ニーズ・課題等

母親の参加が多いため、父親が参加しやすいよう、開催日等を見直す必要があります。
また、子育てについて、保護者が意見交換できる機会が少ないです。

③ 目 標

土曜日や休日に参加できる講座や父親セミナー等の開催を検討し、父親の子育て参加
を促進します。保護者会、PTA総会などを利用して、子育て学習の機会を充実すると
ともに、親同士または認定こども園・学校との意見交換ができる場の提供に努めます。
家庭教育についての出前講座の利用を促進します。

(3) 地域の教育力の向上

① 現 状

- ・各地区で小中学生の清掃活動等を実施しています。
- ・祭りや運動会、清掃活動等の地域行事に子どもと大人と一緒に参加しています。

② ニーズ・課題等

地域の行事を行う際に、大人が子どもと一緒に活動する機会や場面が少なくなってきました。

③ 目 標

学校、保護者会、PTA、地区役員、老人クラブ等との連携を図り、世代間の交流を推進するとともに、地域指導者の養成や活用を図ります。

(4) 奉仕体験事業

① 現 状

清掃ボランティア等を通して、小中学生が地域活動に参加しています。

- ・「安八ふれあい祭り」にボランティアとして小中学生が参加しています。
- ・有志があすわ苑の清掃活動を実施しています。
- ・中学生ボランティアが町の行事に参加しています。

② 目 標

今後も小中学生のボランティア活動への参加を推進します。

2 幼児教育・学校教育の充実

(1) ブックスタートの充実

① 現 状

安八町では、絵本の紹介と図書館利用案内などの資料を配布しています。

② 目 標

乳児健康診査等の機会を利用し、絵本の楽しさ、読み聞かせによる乳児の発達や良好な親子関係づくりの大切さなどを伝えていきます。

(2) 認定こども園における幼児教育推進事業

① 現 状

認定こども園において、年長児の就学に向けた教育を実施しています。

② ニーズ・課題等

就学前児童保護者のニーズ調査では、「幼稚園をつかってほしい」という記述が数多くありました。

③ 目 標

認定こども園の幼児教育推進事業の充実を図ります。

(3) 幼児教育の充実

① 現 状

保育から教育へと円滑に移行できるよう、認定こども園と小学校の連携を図る体制の充実を図っています。

- ・就学児健康診査時に、次年度小学校へ入学する保護者に対して「子育て講座」を実施しています。
- ・認定こども園に通う児童の保護者を対象に幼児学級を開催しています。
- ・こども園・小学校連絡会を開催しています。
- ・小学生が認定こども園を訪問するなど、園児と小学生との交流事業を実施しています。

② ニーズ・課題等

- ・認定こども園や学校では教育とともにしつけ等何でも行ってもらえると思っている親が多い状況です。
- ・小学校に入学した子どもが授業中にもかかわらず、廊下へ出たり、教室内をうろうろ

して授業にならないという「小1プロブレム」が問題となっています。

③ 目 標

- ・子育ての基本は家庭であることを認識してもらい、その重要性についての講座等を定期的を開催し、保護者への支援を充実します。
- ・こども園・小学校交流等の開催を増やし、幼児教育から学校教育への移行がスムーズに行えるよう環境整備を検討します。

(4) 学校教育の充実（確かな学力の向上）

① 現 状

子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導をするために、児童生徒支援員を配置するとともに、少人数指導の講師を5人配置しています。学校教育においては、外国語指導助手（ALT）3人を配置して各学校に派遣しております。

② ニーズ・課題等

家庭学習への取組方法が分からない子どもが多い状況から、習慣づけを図ることが重要です。

③ 目 標

少人数指導体制の充実を図ります。また、国際社会に対応できる子どもの育成のため、小中学校や認定こども園での外国語指導助手（ALT）により、生きた英語を学び、英語教育の充実を図ります。

(5) 豊かな心の育成

① 現 状

小中学校において地域ぐるみの道徳教育を実施しています。

② 目 標

関係機関と連携を図りながら、道徳教育の推進を図ります。

(6) 健やかな体の育成

① 現 状

子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を育成する事業の充実を図っています。スポーツ少年団は10団体あり、平成30年度には212人が参加しました。

② ニーズ・課題等

家族ぐるみで参加できるクラブ等がありません。

③ 目 標

親子参加型のスポーツの機会を提供できるよう検討します。

(7) 信頼される学校づくり

① 現 状

地域に根ざした特色ある学校をつくるため、小学校に6人、中学校に6人の学校評議員を任命し、意見交換会を開催しています。

② 目 標

学校評議員制度とコミュニティスクールの導入、運用をめざします。

(8) いじめや不登校などへの対応

① 現 状

不登校などの学校不適應に対応するため、スクールカウンセラーを置いています。

② ニーズ・課題等

いじめとみられる行為や不登校・不登校傾向の児童・生徒もいます。

③ 目 標

- ・不登校などの学校不適應については、スクールカウンセラー等による相談体制の充実に努めるとともに、スクールカウンセラーによる担任教員へのアドバイスなど、学校全体で問題解決に向けて支援する体制を築きます。
- ・教員の教育相談能力を高めるため、教員の研修会への参加、勉強会の開催などを実施します。
- ・不登校児童・生徒を対象とした適応指導の充実に図り、学校への復帰、進学や就職などへの支援を行います。

第6 子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅と子どもの利用施設の安全性の確保

(1) 賃貸住宅の供給を支援する事業

① 現 状

子育てを担う若い世帯に良質な賃貸住宅を供給することは重要ですが、町内に賃貸住宅は充足していると考えられます。

② ニーズ・課題等

若い世代の定住を促進するためには、子育て家庭向け住宅が必要です。

③ 目 標

民間の賃貸住宅提供事業者に子育て家庭向け住宅の供給を要望していきます。

(2) シックハウス対策

① 現 状

認定こども園や小学校は、シックハウス対策を考慮した建材を使用しています。

② ニーズ・課題等

アトピーやアレルギー疾患の子どもが多くなっています。

③ 目 標

子どもが利用する施設の改修時にはシックハウス対策を考慮します。また、定期的に室内環境の調査を実施し、安全性を高めます。

(3) 加湿・空気清浄機の設置

① 現 状

認定こども園・小中学校に、加湿・空気清浄機を設置しています。

② ニーズ・課題等

加湿・空気清浄機の設置は、インフルエンザの拡大感染防止や花粉症等に効果があります。

③ 目 標

新型インフルエンザ等の対策を推進します。

2 安心して外出できる環境の整備

(1) 遊び場の確保

① 現 状

子どもや家族が安心して遊び、憩える場として、町で管理している総合公園が2か所、地区で管理している地区公園が約30か所あります。また、認定こども園の園庭や小中学校の校庭を土・日曜日に開放しています。

② ニーズ・課題等

小さい子どもが遊べるような遊具や砂場がなく、気軽に歩いて行ける公園が少ないという要望があります。

③ 目 標

地区公園の点検管理を定期的に行うよう地区へ働きかけ、地区公園整備に対する補助制度の拡充を図ります。小さい子どもに対しては、認定こども園の園庭開放があることを広く広報し、子どもの親同士がコミュニケーションを図れる環境づくりを推進します。

(2) 公共施設等のバリアフリー化

① 現 状

妊産婦や子ども連れの人等が安心して外出できるよう、公共施設の改修時に手すりやスロープを設置しています。

② ニーズ・課題等

役場などの屋外スロープは、雨天時に利用しにくい状況となっています。

③ 目 標

雨天時にも利用しやすいようキャノピー（ひさし）の設置等を検討します。

(3) 子どもトイレの整備

① 現 状

児童館に子ども用トイレが設置されており、役場、保健センター等にベビーベッドや授乳室のあるゆったりとしたトイレが設置されています。

② ニーズ・課題等

子ども用トイレおよび赤ちゃんと一緒に入れるベビーシート設置のトイレが少なく、授乳室が設置してある公共施設が少ないです。

③ 目 標

子ども用トイレ等は、利用度の高い施設から優先的に設置するよう努めます。また、スーパーなどの民間の公共的施設にも設置を呼びかけます。

(4) 歩道の整備事業

① 現 状

子どもや子ども連れが安心して道路を通行できるよう、毎年計画に沿って通学路等歩行者の利用が多いと思われる主要道路から整備しています。

② ニーズ・課題等

歩道は、町内の主要道路全部に整備されていません。子どもにとって危険な箇所が多くあるので、点検が必要です。

③ 目 標

歩道は、今後も計画に沿って整備を推進します。さらに、安全な通学路の整備を早急に検討します。

(5) 路側帯の設置およびカラー舗装

① 現 状

公共施設周辺および修景整備箇所は、子どもや子ども連れが安心して道路を通行できるよう、路側帯やカラー舗装が整備されています。

② ニーズ・課題等

通行の妨げとなる迷惑駐車が見受けられます。

③ 目 標

路側帯の設置およびカラー舗装は、計画的に整備を推進します。また、迷惑駐車については、警察と連携して、その改善に努めます。

第7 子どもの安全の確保

1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

(1) 交通安全教育の推進

① 現 状

認定こども園、小学校および中学校では、次のような交通安全教室を実施しています。

- 認定こども園：安八交番による交通教室
- 小学校：交通指導（自転車等）
- 中学校：交通安全に係る講演・指導

② ニーズ・課題等

家庭での交通安全教育を推進する必要があります。

③ 目 標

子どもだけでなく、親の意識改革を含めた体験型の交通安全教室を充実し、交通事故ゼロを目指します。

(2) チャイルドシートの貸し出し事業

① 現 状

1週間を上限にチャイルドシートの貸し出し（更新可能）をしています。

② ニーズ・課題等

お盆や年末・年始にチャイルドシートの貸し出しの申し込みがあります。

③ 目 標

乳幼児を交通事故から守るため、今後も継続し、貸し出し期間を1か月とします。

(3) ランバグの購入補助事業

① 現 状

交通事故防止のため、小学校新1年生にランバグ（通学かばん）の購入補助として、一律3,000円を支給しています。

② 目 標

交通事故防止につながるため、黄色のランバグを指定し、購入補助を継続します。

(4) 通学路歩道拡張事業

① 現 状

登下校時の交通事故防止のため、通学路の歩道拡張工事等を継続的に行っています。

② ニーズ・課題等

昔のままの農道などでは、歩道がない通学路があります。

③ 目 標

登下校時だけでなく、交通量を調査し、危険な箇所から歩道整備をすすめます。また、危険な箇所にはカラー舗装などの対応を検討します。

(5) 安全マップ作成事業

① 現 状

各小中学校において、交通事故の危険箇所、「子ども110番の家」および不審者情報が寄せられた箇所を記した安全マップを作成し、配布しています。

② 目 標

危険箇所を周知するために有効活用し、交通事故防止に努めます。

2 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

(1) 校区内パトロール事業

① 現 状

児童の安全を確保するため、昼間、学校安全サポーターによる校区内パトロールを3小学校で実施しています。

② ニーズ・課題等

学校安全サポーターによる巡視は、午前7時～9時の2時間と午後2時30分～4時30分の2時間以外は実施していません。

③ 目 標

学校安全サポーターの増員を図るべく、時間限定から常勤化による配置の見直しなどの拡充を検討します。

(2) 夜間街頭パトロール事業

① 現 状

「地域ぐるみで児童を犯罪から守ろう」というスローガンのもとに、青少年育成町民会議等による夏休み期間の夜間街頭パトロールを実施しています。

② ニーズ・課題等

夏休み以外の期間には、夜間街頭パトロールがありません。

③ 目 標

夏休みに限らず、夜間街頭パトロールの実施期間の延長を検討します。

(3) 下校時地域巡回パトロール事業

① 現 状

毎週2回、教育委員会、学校関係者が、下校時間に地域巡回パトロールを実施しています。

② ニーズ・課題等

月・木曜日以外は、巡回がありません。

③ 目 標

より安全に下校ができるように、巡回回数の増加を検討します。

(4) 登下校時見守り事業

① 現 状

結小学校区では、保護者、老人クラブ、交通安全協会の協力を得て、「結見守り隊」を結成し、登下校時に通学路に立ち、子どもたちを見守っています。また、登龍中学校区においても、「登龍校区サポーター」を結成し、同校区内の児童・生徒を見守っています。

② ニーズ・課題等

児童生徒が義務教育を修了すると、協力してもらえなくなることもあります。

③ 目 標

核家族で共働き世帯が多いなかでも、少しでも協力してもらえる人が減らないよう必要性を呼びかけます。

(5) 子ども110番の家設置事業

① 現 状

町民の協力を得て、子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所として、事業所・企業や民家など約280か所に「子ども110番の家」を設置しています。

② 目 標

子どもたちに「子ども110番の家」の役割を伝え、場所を周知します。

(6) 監視カメラおよび刺股の設置事業

① 現 状

不審者の侵入と犯罪防止のために、全認定こども園と小中学校に監視カメラと刺股を配置しています。また、不審者侵入を想定した避難訓練や、刺股の使用講習会を定期的に実施しています。

② 目 標

監視カメラの活用と定期的な訓練を通し、園児・児童・生徒が凶悪な犯罪の巻き添えにならないよう努めます。

(7) 安八安心メール

① 現 状

小中学生の保護者を対象に、不審者情報、気象警報等をいち早く知らせるため、携帯電話へメール配信を実施しています。令和元年9月1日現在の加入率は約99.5%です。

② ニーズ・課題等

就学前児童の保護者から「安八安心メール」で教えてほしいという要望がありました。

③ 目 標

認定こども園保護者のメール配信システムの拡充を図るとともに、加入促進を図ります。

(8) 防犯ブザー配布事業

① 現 状

変質者や不審者から児童を守るため、小学校就学時に防犯ブザーを配布しています。

② ニーズ・課題等

配付されていながら防犯ブザーを玩具と思いこんでしまい、携帯していない児童がい

ます。

③ 目 標

ランバッグ等に携帯するなど、いつでも使用できるように指導します。

(9) 防犯灯の整備事業

① 現 状

主要公園（アンヒルパーク、キャッスルパーク、北部公園等）のほか、町内約1,000か所に、防犯灯を設置しています。

② ニーズ・課題等

通学路や集落内で防犯灯の設置がされていない場所もあります。

③ 目 標

緊急性の高い場所から優先的、計画的に、防犯灯の設置を推進します。

(10) 情報モラル教育の推進

① 現 状

中学校への就学時に、保護者に対して情報モラルにかかわる「子育て講話」を実施しています。

② ニーズ・課題等

SNSや通信型ゲーム機の利用の仕方によって、いじめに発展する事案が懸念されています。

③ 目 標

学校と連携して、児童生徒や保護者に対して情報モラルにかかわる啓発活動を、継続して実施します。

第8 要保護児童への対応

1 子どもの人権の尊重

(1) 児童虐待の防止

① 現 状

平成29年度の全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は133,778件となっています。この件数は、10年前の平成19年度の3.3倍です。また、全国の市町村における対応件数も年々増加傾向にあり、平成29年度は106,478件になっています。

本町では、虐待の未然防止、進行防止などについて関係機関との連携を図るため、要保護児童対策協議会において、子ども相談センターをはじめ認定こども園、小中学校、民生児童委員等と連携を図りつつ、虐待等の疑いの発見から支援までを一体的に実施しています。

② ニーズ・課題等

ニーズ調査では、子どもに虐待をしてしまうことが「たびたびある」が就学前児童保護者3.5%、小学生保護者3.2%、「ほとんどないが、したことがある」が就学前児童保護者26.4%、小学生保護者37.5%と高い率でした。

③ 目 標

- 要保護児童対策協議会や子ども家庭総合支援拠点等の情報交換会を定期的を開催し、ケース検討会での情報の共有を図り、迅速な対応ができるよう、ネットワークの強化に努めます。
- 全新生児を家庭訪問する乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、気軽に相談できる体制づくりを推進します。
- 子育て世代包括支援センターや地域子育て支援センターで実施している育児相談の充実を図ります。
- 住民に対して、児童虐待についての知識の普及を図るとともに、早期発見のための通報への協力を呼びかけます。
- 医療機関、民間の支援団体との連携を図ります。

(2) 子ども家庭総合支援拠点事業

① 現 状

平成28年の児童福祉法の改正により、市町村は子ども家庭総合支援拠点を整備することとされました。子ども家庭総合支援拠点は、子どもとその家庭および妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点です。

② 目 標

子ども家庭総合支援拠点は、子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげるために、子育て世代包括支援センターと一体的な機関とします。

(3) 相談体制の充実

① 現 状

民生児童委員の定例相談所の開設と各種研修への参加や、子育て世代包括支援センターおよび地域子育て支援センターで育児相談を実施しています。

② ニーズ・課題等

ニーズ調査において、身近に相談できる人がいないという回答がありました。

③ 目 標

地域子育て支援センター職員、保健師、民生児童委員などの資質の向上を図り、プライバシーの保護を図りつつ、相談しやすい環境の整備および広報に努めます。

(4) 養育支援訪問事業

① 現 状

養育に関する指導を必要とする家庭へ保健師が訪問し、適切な助言に努めています。

② 目 標

民生児童委員等と連携を図り、養育が必要と思われる家庭に対して、訪問による援助・指導が図れるよう努めます。

2 障がい児施策の充実

(1) 乳幼児健康診査

① 現 状

保健師による乳幼児相談や健康診査時に、発達の違いを早期に発見し、相談支援を行うとともに、児童発達相談員として、臨床心理士等が健康診査時に出向き、早期発見と対策を講じています。

② ニーズ・課題等

乳幼児健康診査の受診率が100%ではありません。

③ 目 標

乳児家庭全戸訪問事業などを展開し、乳幼児健康診査の受診率100%を目指します。

(2) 児童発達支援事業

① 現 状

児童発達支援事業とは、心や身体の障がい、発達に遅れのある就学前の児童が親子で通所して指導等を受けることによって、その発達を促し、社会生活への適応を図ることを目的としており、町立の「あすなろの園」があります。「あすなろの園」は定員30人で、平成30年度は24人が利用しています。

図表4-55 あすなろの園利用状況

単位：人

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用児数	26	30	29	23	24

② ニーズ・課題等

フォローが必要な子どもに対して、継続的な支援が必要です。

③ 目 標

児童発達支援が必要と認められる場合、保護者のケアをしつつ、早期通園を促し、早期療育を図るとともに、一人ひとりに合わせた療育サービスの充実に努めます。

(3) 障がい児保育の充実

① 現 状

保育園で軽・中程度の障がいのある子どもを受け入れており、障がいの程度に応じて、保育士を加配しています。

② ニーズ・課題等

障がいのある子どもの就園や就学についての支援が求められています。

③ 目 標

引き続き保育園の利用を希望される障がいのある児童の受け入れ体制を維持します。

(4) 学習障がい児、多動性障がい児への教育的支援事業

① 現 状

小・中学校に特別支援学級を設置しています。

結小学校 3クラス 名森小学校 2クラス

東安中学校 1クラス 登龍中学校 2クラス

また、3小学校とも通級指導教室（LD／ADHD等）が開級され、町事業として、通常学級に児童生徒支援アシスタントを24人派遣しています。

② ニーズ・課題等

保護者の理解・認識が困難なケースがあります。

③ 目 標

専門的人材の確保を図り、児童生徒一人ひとりに合わせたきめ細やかな指導を実施します。

(5) 放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ

① 現 状

集団生活ができる中・軽度の児童の受け入れは可能です。

② ニーズ・課題等

障がいに関する専門的な支援員がいないので、養成が望まれます。

③ 目 標

専門的な支援員の確保と受け入れ態勢の整備について検討します。

(6) 放課後等デイサービス

① 現 状

放課後等デイサービスとは、障がいのある学齢期児童が学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えたいわゆる「障がい児の放課後児童クラブ」です。町内には、「キッズボンド安八」と「げんき」があり、令和元年度現在、町内から3

人ずつ利用しています。また、平成元年度現在、町外の放課後等デイサービス事業所を45人が利用しています。

② 目 標

県と協働して、障がいのある学齢期児童に適切なサービスを提供するよう、事業所に要望・指導していきます。

(7) 経済的支援

① 現 状

・特別児童扶養手当

20歳未満の障がいのある子を養育する親に支給される特別児童扶養手当は、平成30年度に111人が受給しました。

・重度心身障がい者医療費の公費負担

重度の障がいのある人で一定の所得以下の人は、県の制度である重度心身障がい者医療の公費負担が受けられます。平成30年度の本町のこの事業の対象者は478人です。

図表4-56 経済的支援受給状況

単位：人

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
特別児童扶養手当受給者数	118	121	111	114	111
重度心身障がい者医療費の公費負担対象者数	487	491	486	468	478

(注)「重度心身障がい者医療費の公費負担対象者数」は18歳未満

② 目 標

・特別児童扶養手当

本制度の継続と増額を国に要望していきます。

・重度心身障がい者医療費の公費負担

重度心身障がい者医療費の公費負担は、今後も継続するよう県に要望していきます。

3 ひとり親家庭の自立支援の推進

(1) 相談体制や情報提供の充実

① 現 状

民生児童委員は、各種相談事業の実施や、担当地域の母子父子家庭等の実情の把握とその対応に努めています。

② ニーズ・課題等

相談事業や母子父子家庭等の把握については、プライバシーに関わることが多く、対応がむずかしい場合があります。

③ 目 標

プライバシーに配慮した、気軽に相談できる体制を維持します。

(2) 経済的支援

① 現 状

・生活資金の貸付

母子及び父子並びに寡婦福祉法により、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度があります。

・児童扶養手当

要件を満たしたひとり親家庭等で18歳までの子を養育している場合に支給される児童扶養手当は、平成30年度に106人が受給しました。

・母子父子医療制度

要件を満たしたひとり親家庭等で18歳までの子を養育している場合に、医療保険の自己負担分を助成しています（県事業）。

図表4-57 経済的支援受給状況

単位：人

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童扶養手当受給者数	125	121	111	111	106
母子父子医療制度対象者数	283	287	270	269	259

② ニーズ・課題等

母子父子寡婦福祉資金の貸付制度は、住民に浸透していません。

③ 目 標

母子父子寡婦福祉資金の貸付制度や各種手当等の広報に努めます。

(3) ひとり親家庭等の就業促進事業

① 現 状

母子及び父子並びに寡婦福祉法により、ひとり親家庭の父または母の雇用の促進を図るための各種事業が定められています。

② 目 標

県や公共職業安定所と連携して、ひとり親家庭の父または母の就業を促進します。

4 子どもの貧困対策

(1) 教育支援

① 現 状

子ども時代の経済格差が教育格差を生み、将来の所得格差につながるという指摘があります。

② 目 標

貧困家庭の子どもに対する宿題の見守りなどの学習サポートや読書活動などを、子どもの年齢に応じて、学校、図書館、ボランティアなどが協働して取り組みます。また、生活保護を必要とする世帯または生活保護に準じた保護が必要な世帯の児童・生徒に対し、義務教育を円滑に実施することができるよう、学用品費や修学旅行費など一定の援助を行う要保護・準要保護児童生徒就学援助制度の利用を促進します。

(2) 経済的支援

① 現 状

現在、わが国の7人に1人の子どもが貧困状態にあるといわれています。この「子どもの貧困」とは「相対的貧困」であり、大まかにいえば平均所得の半分に満たない世帯を指します。

② 目 標

県と連携して、生活保護の受給、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業や家計改善支援事業等の施策を子どもの貧困世帯に紹介・推進していきます。